

## 会議概要

会議の名称	平成30年度第2回空き家等対策協議会
開催日時	平成31年1月22日（火）10時03分 開会 11時30分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席者名	委員：石田昭廣会長、長谷川隆敏副会長、横幕廣志委員 伊藤 章委員、辻 香澄委員、牧野秀昭委員 畠山恭雄委員、石川克己委員、鈴木留美委員 事務局 企画財政課：猪熊参事、大塚補佐、西海谷係長、近石主事 関係職員：濱本総務課長、前川住民税務課長、岩佐建設課長 黒岩水道課長、安藤まちづくり推進課長 江田保健福祉課長、宇佐美建築係長
欠席者名	1名
傍聴人の数	0名
会議の内容	1. 開会 2. 会長（町長）あいさつ 3. 協議事項 （1）湧別町空き家等対策計画（案）について （2）平成31年度のスケジュール（予定）について 4. その他 （1）次回の会議日程について 5. 閉会
会議資料	（1）第2回 湧別町空き家等対策協議会議案 （2）湧別町空き家等対策計画（案）

会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ) <input type="checkbox"/> 無
備考	

## 1. 開会

事務局より開会を宣言した。

## 2. 会長（町長）あいさつ

委員の皆様には正月明けたいへんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日は第2回目となります湧別町の空き家等対策協議会の会議となります。お手元に議案をお配りしておりますが、本日の会議につきましては、本町の空き家等対策計画を本年の3月に策定したいという思いの中で進んでいるわけであります。

これから、それぞれ計画（案）について担当から説明をさせていただき、それに対して委員の皆様からのご質疑をいただきながら本日の会議を進めてまいりたいと思っております。

短期間の中での事務作業となりますので、委員の皆様にはご苦労かけるかと思いますけれどもひとつお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつに代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひ申し上げます。

## 3. 協議事項

協議事項に入る前に、事務局から本日の会議の出席委員数は9名であることから、本日の会議が成立していることを報告した。

また、会議録の作成方法と公開については前回同様、委員からの発言は要点筆記として氏名は記載しないこととし、会議録の公開については、湧別町附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領に基づき、会議録作成後、すみやかに役場及び図書館での閲覧並びに町のホームページ上での掲載により公開することを説明した。

### （1）湧別町空き家等対策計画（案）について

事務局から計画（案）について説明する。

会長）ただいま、事務局から計画（案）についての説明がありました  
が、主な説明の中身につきましては今年度実施した実態調査  
の結果を反映した内容の説明になっております。ただいま、説

明をさせていただきましたが、委員の皆様からご質疑・ご意見をいただきたいと思います。

委 員) 具体的な施策ですが、ここがより具体的にどういうやり方で実行していただけるのかがとても大事な部分だと思うのですが、それについていくつかお伺いしたいと思います。町広報紙やホームページ、チラシ等で、所有者等の責務、各種制度の紹介、適正な管理の重要性、利活用の方法等の周知の方法として、どのような周知の仕方を考えていますか。

事 務 局) 事務局で考えているのは、毎年6月に税務係から固定資産税の納税通知書の発付を行うのですが、その際に固定資産税がかかっている方に空き家になっていないですかとか、もし空き家になっているようであれば所有者が責任のもとに管理をしなければならないのでほったらかしにしないで管理してくださいといったパンフを作つて周知したいと思っています。

また、困っていることがあれば企画財政課計画係が担当窓口となっているので、そこに相談くださいだとか、そういったことを周知していきたい。

委 員) 固定資産税を払っている方は所有者としてはっきりされている方だと思うのですが、はっきりされていない方もいるかと思うのですが、例えば相続になっているのだけれども相続を確定されていない所有者に対する周知はどのように考えていますか。

事 務 局) 課税されていれば誰か彼かには納税通知書が発付されており、所有者がはっきりされていなくても相続の代表者だとか誰かには通知がされているので、課税されているのであれば発付するときに同封すればその方には連絡がつくのですが、問題は課税されていない物件。家屋の場合、課税標準価格が20万円以下だと課税されていないのですが、実際そういう方はいます。

そういう方にはチラシをホームページに掲載するだとか、結局周知のしようがないため、アンケート調査の際にチラシを入れてPRする方法があります。アンケート調査は課税されていない人もたぶんこの人ではないかという人にも可能な限り送っているのですが、25件は所有者がまったくわからないという建物もありますが、まずはチラシ等で周知をする方法しかないのではないかと思っています。

委 員) 所有者が確定されていないのが空き家の一番の問題点だと思うのです。相続を確定していただくような施策というものは考えられないのでしょうか。

- 会長) 相続がうまくいかない人たちにはうちから案内を差し上げるだとかそういったことは可能ですが、こちらから通知含めて個人へ連絡の取りようがないというのも中にはあります。その部分については、どうにもならない状況ですよね。
- ですから、まったく連絡がつかない空き家といいますか、それを中心にこれから協議をしていただきますが、要するに特定空き家というような位置付けをされていくのかなという気がします。
- 相続でうまくいっていない場合は、それは何かしらで連絡の取りようがある物件と捉えているのですが、持ち主が不明なため連絡の取りようがない25件を行政としてどうするか。そこに行行政として足を踏み入れていく形になっていくのかなと思います。
- 相続でうまくいかない物件については、こちらから何かしらの連絡はできますから、行政としてできる範囲の中での指導含め。ですが、相続の分野ですから、どこまで行政が介入できるかという問題もあるのですが、連絡のしようはあると思います。
- 委員) おそらく相続は任意なので、行政からは強くは言えないとは思うのですが、やらないと自分にとってメリットはないだとか、やっておかないとたいへんになるということをきちんと伝えないと。放置しておくとマイナスにしかならないということを伝えていかないと進まないのかなという気がします。
- 会長) こちらから個別に連絡がとれる方については、今言われたことを中身に入れながら指導といいますか、そういう体制はとつていかなければならない。ただ、説明をした結果については相続される方とする方の問題になりますから、相続の部分については行政として何も強制権はありませんので、ご理解をいただくということですね。
- 相続されていない建物が将来的にどうなっていくか。その建物が将来的に地域に及ぼす影響含めてそういうところはしっかりと説明をして理解していただく。そういういた働きかけはやっていかなければならないのかなと思っています。
- 委員) 例えば、所有者不明の建物が特定空き家となり、最後、代執行した場合、費用の請求先をどこにするかということが問題になると思うので、きちんと所有者をはっきりさせることを考えないといけないと思います。

事務局) 所有者が特定できないで非常に迷惑がかかって倒壊寸前だとかになった場合、最終的に町長が特定空き家に認定する形になるかと思うのですが、そうなると役場で調べても最終的に所有者がわからないだとか、相続を放棄している場合もあると思うのですが、どうしようもならなくなったらどうするかというと、他の町では略式代執行で要するに町が壊して費用がかかっても請求先がないので最終的には行政が負担する形ですね。

所有者がはっきりしていても、資金的に余裕がなくて壊せない方もいるかと思うのですが、普通であれば行政代執行をして行政が所有者に請求をする。ただ、全国的な事例を見ると、ほとんどは所有者がわかるので請求するのですが、ほとんどが回収できていないのが実態です。

そうならないように、役場も誰か彼か伝手を見つけて所有者を特定していかなければならない。

会長) 行政としてできるだけのことはやっていかなければならぬし、最終的には行政として特定空き家に指定をし、それを強制的に代執行する。代執行した段階では、我々の立場としては町がお金を出して最終的に壊すという腹積りがなければ進められない。

一番心配しているのは、仮に払うことができるのだけれども払わなければそれで終わってしまうという実例が出てきた時に、そっちの方が恐れているのです。そんなもの払わなくとも最終的には行政がというのが、そういう空気といいますか風潮といいますかそういうことが一番心配しているのですよね。

だから、特定空き家を代執行という形で手をかけた以上、最終的には各市町村が負担するぐらいの考え方で進めていかなければダメなのかなという気がしています。

委員) 特定空き家にする要因は、恐らく住宅密集地で近隣に迷惑をかけるかかけないかだと思うのです。その辺が自治会の中でそういう声があがってその中でどうするかということを決めて、地域に迷惑をかける物件であれば特定空き家にしていかなければならないと思うのです。

それと一緒に所有者がわからないのであれば、自治会からも情報をいただきながら進めていく方がいいのかなと思います。

会長) これまで空き家に限らず空き地がそうですけれども、非常に荒れ放題になっているが他人の財産であるため、なかなか手がつけられない。だから、町で何とかしてくださいというお話

をいただくことは過去にもかなりあります。所有者含めて地域住民からこういう声がありますから、管理をしっかりとしてくださいという取り次ぎ含めてそういうことは過去にもやってきております。

この計画あるなしに関わらず、行政としての役目としてやってきていますから、引き続きやっていかなければならないなと思っています。

委員) 北町は空き家の件数が一番多い地域なのですが、自治会長に対して住民からの苦情が多いのは、特定空き家といわれる危険な空き家の問題です。自治会では、これまで自分たちでできることはお手伝いをしながら住民の力で取り壊して危険をなくすよう努力しているのですが、手が届かない高いものだとか、そういうものについては自治会としてはどうにもなりません。

所有者がはっきりしているものは問題ないのですが、何年も問題になっているものについてはぜひ行政からも力を貸していただいて処理をしていただきなければ解決できない部分も多いと思うので、いろいろと問題があるとは思いますが、そういう形になるのはしょうがないことではないかなと思います。

よく調べていただいてから手をつけていただければと思います。

委員) 所有者が判別つかないケースで被相続人の亡くなった方の名義のままで相続人全員が相続放棄をしてしまっている場合の手続きですが、家庭裁判所に相続財産管理人を専任してもらって管理をしてもらうという方法があります。

あと、亡くなつていなくて所在が不明でわからない場合については、不在者財産管理人という制度があって、それを家庭裁判所に申立をすれば専任はしてもらえるのですが、そういった裁判所の申立てを町でやるということについてはご検討していただけるのでしょうか。

会長) 流れの中でそういうことが行政として可能だということであれば、当然考えていかなければならないことだと思います。

今、後段にお話のあったものについては、まったく持ち主が不明で誰だかわからない状況の中で、家庭裁判所では誰を専任することとなるのでしょうか。

委員) 不在者財産管理人制度では、弁護士だとか司法書士だとか基本的には専門職を財産管理人に専任します。土地と建物は基本的には管理しますが、可能であれば売却してしまって現金で不

在者が現れるまで管理をするという形で業務を行うこととなります。

ただ、最終的には費用が問題となり、不在者財産管理人だとか相続財産管理人の費用はどうするのという話なのですが、そこは申立人がある程度予納金という形で裁判所に納めなければならぬので、そこは行政が負担していただかなければいけない部分になるのかなと思います。

会 長) 行政として負担しながらやる必要性が生じたときには、そのことを考えながらやっていかなければならないと思います。今、言われたような制度も含めてどのような制度があるかしっかり勉強しながらやっていかなければならないと思っています。

事 務 局) 私もいろいろな研修を受けてきましたが、町が利害関係にならないとダメだと聞いています。この間も研修であったのですが、ある町で50万円の予納金を町が納めていろいろな経費がかかるので最終的には例えば10万円かかったので、40万円戻ってきただとかということを研修で聞いているのですが、実際にはまだうちではやっていないので、まずは1軒やれば2回目以降スムーズにいくのかなと思っています。

相続財産管理人は弁護士か司法書士ということも聞いていますので、例えば辻先生にやっていただくなどの経験をすれば私達も実際にできるのかなという気がしています。

委 員) 財産管理人の制度ですが、最終的にどうにもならなくなつてから町長申立てという形でしていただく形になるかと思うのですが、前段階として所有者がいなくても固定資産税を負担している方だとか、事実上の管理者の方がいるかと思うのですが、そういう手手続きがありますよということを広めると言いますか、伝えるということを検討してもらいたいと思います。

会 長) そうですね。どういう方法があるかは別にして、特定空き家になる以前にやるべきことは当然進めていかなければならないと思います。

アンケート調査でもありましたが、特定空き家と呼ばれる以前に持ち主が除却したいが金銭的にむずかしいようなので、その部分も含めて空き家対策として考えていかなければならぬのかなという気がしております。

委 員) 空き家等の有効活用についてですが、具体的にはどういうお考えなのか伺いたいと思います。

事 務 局) 私達が考えていたのは、最近、旭川の宅建協会の取組として、

比布町や鷹栖町がやっているのですが、これまで各市町村が空き家バンクという形で登録をして仲介をしていますが、それを比布町や鷹栖町ではその部分を宅建協会にお願いしています。

要するに、民間で商売として営んでいるので、そういうことができないかなということでこれを記載しているのですが、旭川の場合はすべて宅建協会が不動産の物件を扱って、町はホームページの空き家バンクの所にリンクを貼って宅建協会のホームページに飛んでそちらの方でやる形をとっています。

ただ、話を聞いたら、所有者が宅建協会や商売の方を敬遠する方もいるみたいです。要するに、成約したら手数料が発生しますので、そこまでしたくないという人はこれまで町では無料でやっていますので、そういうことで可能な限り町内では住みかえ計画や、遠軽町では道東ハウジングや東海林不動産がやっていますので、そういう方々と連携してやっていった方が商談もスムーズなのかなと。そういう専門業者が入れば手数料が発生するのですが、トラブルなくいくと思うのですよね。

今、うちがやっている空き家バンクはあくまでも載せて、仲介しているだけなのです。あとは当人同士でやってくださいで終わっているのです。そこで、専門的な人の知識なりアドバイスがないとうまくいかない場合もあるので、そういうことができないかなということで検討していきたいというのが大まかに言えばそういう中身です。

委 員) 基本的には当人同士でも交渉はできるのですが、アンケートの中で不動産業者の情報がほしいというパーセンテージが少し高かったと思うのですが、相談箇所として受け入れる業者を募って載せていただいて、そこを町が紹介するというような形でもよいのかなという気がします。

会 長) 今うちでやっている住まいの情報バンクのことですかね。

委 員) そうですね。不動産業者を介さないで載せる方もいらっしゃいます。

会 長) 単純に情報提供ですよね。

委 員) ただの情報提供です。町では下に小さく仲介・斡旋はいたしませんと書いてあるのですが、そこを強く町では斡旋はいたしませんという内容を大きく記載していただければ、後は仲介や斡旋はこちらの業者を紹介しますのでそこをたどってくださいという内容でも十分かなと思います。

会 長) うちがやっている住まいの情報バンクは、斡旋までは考えて

いませんので、町民・町外者含めてうちに住みたい、暮らしたい人や、物件を探している人のために情報を提供しているだけなので、その部分をもっとPRしていかなければいけないのかなと思っています。

アンケートの問8を見て驚いたのですが、アンケートに回答した方で登録したいと考えている方は12名、10%1割ぐらいしかいないのですよ。この数字を見ると、自分の所は空き家になっているのだけれども、何かしようと思っている人はこれだけしかいないということですよ。

だから、登録は考えていないだとか、わからないと回答した人たちには、ゆくゆくは特定空き家ではないけれどもそういう道をたどっていく人たちなのかなという気がします。自分で何とかしようと思うのであれば、当然こういうものも含めて意思表示はすると思うのですが、これしかいないということは、自分のところの空き家については朽ち果てるのを待っているのかなと。

ですから、中古物件として人が住めるような売れるものは活用していただきたいという部分含めて、うちの住まいの情報バンクの制度をもう少しPRしていかなければならぬと感じています。

委員) 登録は考えていない理由を突き詰めれば、もっと見えてくると思うのですよね。私の推測ですが、所有していても何もマイナスにならない。あるとしても固定資産税が少しかかってくるぐらいしか考えていないと思うのです。固定資産税も都市部と違って町村部はすごく安いので、これぐらいだったら別に迷惑もかけないし、大したプラスになることもないし。

だからといって、置いといてマイナスになるかというわけでもないしみたいなところが心が動かない部分だと思うのです。そこを先送りすればどんどんマイナスになることをもっと伝えてあげないと、動かないと思うのです。アクションを起こす原因を促してあげるというか、所有して置いている状況がマイナスになりますよということを伝えないと、動く理由にもならないし、逆にこういう活用をすればプラスにもなるということがわかれれば、それでも動く理由にもなるかなという気がします。

プラスになる方法は我々がすることだと思うので、その辺を相談していただければ提供できると思うのですが、持っていてマイナスになるという部分は行政でPRしていただければと思

- 会 いります。
- 長) そのことを知つてもらうことから始めなければならないと思  
います。今言われたことは重要なことなので、そのことも含め  
て周知徹底していかなければならぬと思っています。
- 委 員) 先ほど解体の補助金のニーズが高いという説明がありました  
が、今までとは違うやり方で補助事業を考えていると思うので  
が、その辺のあり方についてはどのように考えていますか。
- 会 長) その部分については、アンケートの結果を見たらものすごく  
声が大きいですよね。確かに、私自身もその当事者になれば、  
壊したいのだけれども解体費用もかなりかかるし、足踏みをする  
人は間違ひなくいると思います。
- 特措法ができる前から解体に対する補助制度を3年間やりま  
した。基本的には2分の1補助で上限が100万円ということでス  
タートしましたが、補助金ベースで3年間でだいたい1億  
5千万円ぐらい出ていきました。それだけ町内には壊したいの  
だけれども何かのきっかけがなかったという人が多かったとい  
うことですね。
- この制度は環境整備が目的で作った制度ですので、制度その  
ものは相当支出が伴いましたが、ある程度の効果はあったかな  
と思います。ただ、その3年間で町内がきれいに片付いたとい  
うことではないですよ。現実問題としてこれだけ残っているわ  
けですから。
- ですから、解体に対する補助制度は3年間の期限で制度を作  
りましたが、やはりこの計画が動き出すと同時にまた解体に対  
する補助制度を考えていかなければならぬと思っています。  
ただ、具体的に3年間やった制度をそっくりそのまま当てはめて  
やるということにはならないなという気がします。3年間で  
やった補助制度は、地域も建物の性質も環境整備が主な目的で  
したから、まったくハードルなくして要するに古くなった例え  
ば農家のサイロも全部該当させてやったのですから。
- ですから、基本的に補助金ベースでそれだけ3年間で出てい  
ったわけなので、その制度をまたこれからも同じ中身で続ける  
ということにはならない。財政にゆとりがあれば思い切ってや  
るということもあります、そういう形にはならないなと。
- だから新たに制度を検討する上においては、やはりエリアを  
設け、例えば街場の壊す建物は家屋に限定するだとかそういう  
ことをしていかなければいくらお金があつても足りないという

気がしていますので、中身についてはこれから進めようとは思っておりますけれども、解体に対する補助の制度を何か考えていかなければならぬなと思っています。

委員) 買った場合の補助制度についてはどのように考えていますか。  
会長) 空き家を有効に活用するという意味で中古住宅も含めており、それは定住の促進も目的に入っていますが、そういった中で中古住宅の補助制度がスタートしています。僕らが当初考えていたよりも中古住宅の需要がありました。新築住宅の補助はもともとやっていましたから新築はある程度出てくるのかなとは思っていましたが、中古住宅は予想以上にあります。

ですから、そういうものを活用していただいて、なるべく特定空き家に向かっていくような住宅を少なくする一助にはなっているのかなという気がします。

委員) 補助金の内容ですが、物件購入費とリフォームとか改修費までですね。中古住宅を購入する時はその他に自分たちでやったとしても所有権移転の経費とか、仲介が入れば仲介料の経費がかかるのです。もし、その分も見ていただけるともっと使いやすいのかなという印象を現場では受けますので、その辺の検討もしていただけたとありがたいなと思っています。

会長) 中古住宅の部分については、今進んでいる制度の中でやっていますから、今の制度を途中からそういった部分を見直しながら進めるという考えは申し訳ありませんがありません。それで、次の段階の時には使う人が本当に使いやすい制度にしたいという思いがありますから、例えば今言われたような登記のお金でありますとか、そういった部分まで果たしてこの制度で見るべきものなのでしょうか。当事者にしてみればすべてそうすれば一番よいのでしょうかけれども、果たしてそこまで行政が制度の中でやらなければならないのでしょうか。

やはり、この制度を利用する人にとって最低限の個人負担といいますか、そういうものはやはり負担をしていただきなければならないかなと思っていますから、制度の見直しは当然していかなければならぬのですが、その中で検討はしますけれども今の段階では委員がおっしゃったことまでは考えてはいませんが、これから中身を詰めていく中で検討したい。この協議会はそういう制度を協議してもらう場ではないのだな。

事務局) 意見を聞くことはあると思います。  
会長) 今お話を伺いましたから、基本的には使う人がより使いやす

い制度にするというのが制度をつくるものの役目ですから。使いづらい制度をつくってもせっかくの制度が死んでしまいますから、制度を考える中で今言われたご意見等を踏まえながらやりたいと思います。ただ、今の段階では一から十まですべてということにはならないのかなと思います。

やはり、受益者負担というのはどの場面でも出てきますから、最低限の負担だけはお願いするような形になるのかなという気がします。中身については、そういう意見を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

委員) 今までに特定空き家を行政が介入して処理をしたという実例について聞かせていただければと思います。

会長) それはないですし、できなかつたのですよ。今回特措法ができる初めて行政が介入して代執行ができるようになりました。ですから、それにそってうちの町も進めましょうと。今までではやろうと思ってもできなかつたのですよね。財産権というのがありますて、他人の財産ですからその財産に対して町が勝手に壊すだと強制的に壊すというのが法的にはできませんでした。

ですから、町が介入して処理した実績は今までになかったですね。ただ、仲介をすることはありましたよ。それぞれ地域の人たちが困っているので所有者の方に頼んで何とかなりませんでしょうかという話はさせていただいたことはありますが、町が直接壊したりということはありません。

委員) 当面危険だということで非常に苦情が多い物件がひとつございますので、これについて早急に対策してもらえばと思っていますので、その時はひとつよろしくお願ひいたします。

委員) 過去に処理をしていただいた経過というものがあります。それは病院だったのですが、危険な状態だったものですから毎年懇談会をやる度に何とかしてほしいと。それと古い建物で屋根のトタンが飛んだので隣の人が集めていただいたため、自治会としてもそれを町にお願いをして軽トラで3台分を無料で受け入れてくれて処分しました。危険な状態を何とかしてほしいと持ち主にお願いをしてまずはトタンが飛ばないようにしてもらうことをやっていただいて、最終的には取り壊しをしていただいてホッとしたところなのですが、年数はかかりましたね。

一番地域で問題なのは、空き家の問題ですね。私のところもまだそういう建物が資料の中にもありますけれどもあるものですから。それらについても持ち主はわかっているのですが放棄

したいと。たまたまお父さんお母さんが亡くなった時なんかも所在不明だったのですが、連絡を入れるとお金があるのではないかということですぐに名乗り出でていただいたのですが、たいへんなことになっているよという情報を入れるとそれであれば放棄しますということで、それっきりになっているところもありますし、建物の問題は一番地域としてたいへんな問題です。

会長) 例えば、古い建物で風が吹いた時にトタンが飛ぶだとか、地域住民に危害が及ぶような状況の時には、基本は持ち主が管理をしなければならないのですが、応急的に手当をすることは行政としてやっていかなければならぬと思っていますが、ただ建物本体に直接手を入れてということはなかなかできないですね。

委員) すぐに特定空き家に認定できるような流れというものを作ってほしいと思います。報告したら協議会にかけてすぐに特定空き家に認定し、所有者や中には所有者ではない人もいると思うのですが、そういう人に投げ掛けられるようなシステムを早く作っていただければ、その辺の処理が早く進むのかなと思います。

事務局) 先進的にやっているところの話を何件か聞いたことがあるのでお話をさせていただきますが、本来はそうなのです。特定空き家に認定して指導とかすることになるのですが、実態を聞くと特定空き家に認定しているのは本人の事情を考慮している町が多いみたいです。

うちで言えば町長が認定できるのですが、単純に認定してもその後何もしなかったら認定した意味がありません。そのため、持ち主と話をして認定している町が多いみたいです。本人から内諾ではないのですが、ある程度話をして特定空き家に認定する。

なぜそのようにしているかというと、建物が特定空き家に認定されると評価がゼロと認定されるので、土地の固定資産税の軽減措置がなくなってしまいます。最大で6分の1の軽減措置がなくなってしまうので、固定資産税が上がるという現象があります。そうなると、本人にとっては不利益になるわけですよ。そういうこともあるので、そういうことも了解というか説明をしなければなりません。

ある町に聞いたら、特定空き家に認定するのは、行政代執行なりそういうことをしなければならない所だけ特定空き家に認

定しているという町もあるみたいです。そうすることによって、改善命令だとか指導とかいろいろと手続きを経て最終的に行政代執行につながるので、確かに委員言うとおりなのですが、実態としてそういう話もいろいろ聞いているので、来年度以降この協議会でその辺を話題にしていかなければならないのかなという気はしております。

会長) それでは、この計画（案）についての協議は終了させてもよろしいでしょうか。

委員) 「はい」の声あり。

#### ■計画策定までのスケジュール（予定）

事務局からスケジュール（予定）について説明する。※質疑なし

#### （2）平成31年度のスケジュール（予定）について

事務局からスケジュール（予定）について説明する。※質疑なし

### 4. その他

#### ◎次回の会議日程について

5月に開催することとし、日程が近くなったら事務局から都合の悪い日を各委員に確認し、日程を決定することとした。

### 5. 閉会